

こんにちは！ 日本共産党の **好きです！憲法9条**

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2013年10月28日 No.226
〒319-1112
東海村村松2401-2
toukai@oona-mieko.info
電話・ファックス 029-284-0761

10月22日 2013年9月議会閉会

《一般質問》

山田修新村長

東海第二の再稼働問題は、住民の安全安心の担保が第一



①東海第二原発の再稼働問題

大名：「住民の意見を聴く方法、判断の材料とは、いつごろまでに結論を出すのか」。

村長：「『無作為抽出の住民』『PTA関係』『各種団体』『若い人』など、直接声を聴く、もちろん議会も。そして最終的に判断する。「任期中の4年間のなかで結論出す」。「判断の材料は、『住民との意見交換の結果』『安全協定の見直し』『原子力災害の広域避難計画策定』など。また、国が原子力発電を『過渡的エネルギー』と位置づけ、太陽光や風力発電などへの転換を目指す方針と、その一方で安全性が確認された原発の再稼働を示している。こうした考えの元に検討されているエネルギー基本計画については検討段階であるにも関わらず、新しい規制基準にもとづく規制庁の審査が次々と進められていく現状に違和感を覚えている。福島を検証も重要で、国の責任において東海第二原発をどう考えるか確認したい。この中で安全協定の見直しは不可欠と思っている」。

大名：「9月30日の原電社長来村時、『ゼロ回答だ。こういうレベルの認識ではことでは再稼働はとうてい容認できない』と表明したが、住民を守る立場と責任から村長として再稼働に関する独自の判断基準を持つことが重要だが、村長個人の判断基準は持っているのか」。

村長：「住民の安全安心を担保することが何より第1。そのときに規制委員会が求める技術的にみた安全だけでなく、避難計画にもとづき住民が安全に避難できるかどうかも大事」。

《平成25年度一般会計補正予算審議》

修正され削除された企画費 不動産鑑定委託料946,000円に対する考え方

本委託料は、村が、民間企業が所有する農地法に適合した住宅団地造成地12.5㍍を、購入するために必要な不動産鑑定評価を委託するもの。購入後の土地利用は、SBエナジーがメガソーラー施設を設置する土地として使用することが想定されていると言うもの。まず、この土地購入に妥当性はあるかという視点ですが、通常で考えれば、なぜ行政が民間企業の事業破綻の後始末をするのか、また、税を使って購入した土地をまた別の民間企業の営業のために貸し出すのかと言う、いわば民間企業のための行政執行であり容認できないと考えられるケースだと思えます。そして如何に太陽光発電といえど現在に至っては、企業にとって儲けの大きい事業として推進されている事業であることも事実です。そうした中で環境問題、土地利用問題、エネルギー問題、まちづくりの問題で、行政としてはどうあるべきかが問われる状況にあります。

私どもは、この問題を一步深く検討してみました。まず行き着いたことは、この土地購入のそもそもの目的は、東海村のめざす土地利用、環境とまちづくりの視点に起因しており、民間企業の破たん処理を行政が手伝うというような消極的姿勢によるものではなく、総合計画や環境基本計画に沿った土地の有効活用と、クリーンなエネルギー推進への歩みだしなのではないかとの判断です。（裏面につづきます）

民間企業が手に余った土地を村内で所有し続けることは、管理などが不備、時には自社を解散し放棄されるなど不適切な状況も発生しうる。それは絶対に避けるとの積極性からの購入ではないか。

実際に押延地区に建設された産廃の最終処分場は、産廃業者が儲けるだけ儲けた上に自社を解散し手のつけられない状況で放り出した、そのままになっています。

住民の住の環境整備は村が責任を持っていくとの立場から、不適切になってからではなく早い段階で村の所有地とする決断に至ったのではのではないかと判断をもちました。

ですから今回の件をもって、今後民間企業が開発に失敗したらいつでも村は助けますという関係ではなく、これ以上の開発は進めない村づくりが重要になっており、同時に、住民の命と暮らしを守るために福祉や教育、農業、環境の行政を後退させることなくいっそう充実していくことが求められています。

しかし、行政の事業推進は税の活用であることから住民の合意が重要になっています。実際の土地活用に直接関係する内容については、住民との話し合い等、丁寧に十分な時間をかけることが求められていることは言うまでもありません。

今回の補正は、土地の鑑定評価委託料です。これらのことから今回の補正予算の段階でこの委託料を削除する必要性はないと考えるものです。

デイサービス“解体”、

生活支援は廃止 厚労省方針 介護保険 総費用に上限 “介護難民”増やす



厚労省は30日、介護保険で「要支援」と認定された高齢者（150万人）に対するサービスの総費用額に上限を設けて、伸びを抑制する方針を示しました。

これに基づいて、要支援者への中心的サービスである訪問介護は身体介護に、通所介護（デイサービス）は機能回復訓練に、それぞれ縮小・制限することを提案しました。

同日の社会保障審議会介護保険部会で示したものの、介護保険の中心的サービス投げ捨ては、“介護難民”を増大させるものです。審議会でも「上限設定はサービス抑制につながり、要支援者の重度化を招く」など厳しい批判意見が出ました。

厚労省は、自己負担も含めた介護保険の総費用は2013年の9・4兆円から25年には21兆円になると試算。そのため要支援者向けサービスを市町村の「地域支援事業」に移して、伸び率に上限を設定。75歳以上の人口増加率3～4%に上限を合わせることで、削減する考えを示しました。25年に見込まれる要支援者向け事業費約1兆円から約2000億円も削減されることになります。

このため訪問介護の専門のホームヘルパーは身体介護などに制限。掃除や洗濯など生活支援は廃止し、ボランティアやNPO（民間非営利団体）に委ねます。生活全体を見て支えるヘルパーの役割は失われます。

通所介護では、専門の介護労働者が働く既存事業所を「機能訓練」などに特化。認知症予防の交流は高齢者自身による「サロン（集い）」などに解消。家族の負担を軽減する「預かり」機能なども市町村の裁量に委ねます。専門性を持った職員による支援は受けられなくなります。

市町村によってサービスが提供されない場合は、利用者が個人負担でサービスを受けるしかありません。サービスがあっても、予算が抑えられるもとで事業者は安い単価で引き受けるしかなく、経営や労働者の賃金にも大打撃となります。（しんぶん赤旗2013年10月31日付より）